

令和8年度 第1回太田市公共工事入札等監視委員会 委員コメント

○大島委員長

今回の委員会では、初めに太田市の入札制度の基本方針、令和8年度の入札制度の概要についての説明を受け、その後、令和7年度の入札・契約状況についての報告を受けました。令和7年度より少額競争入札の設計金額が工事200万円以下、建設関連業務委託100万円以下と対象案件が変更になったこと、また1億円を超える高額案件が少なかったことから、令和6年度に比べて契約件数（対前年比94.93%）、請負金額（対前年比75.83%）ともに減少した旨の説明を受けました。

続いて、令和7年度下半期入札契約のうち、日本陸上競技連盟の検定を受けて合格となることを条件に付されている「太田市運動公園陸上競技場公認更新改修工事」、「地区舗装補修工事」について、契約の経緯を事細かに説明いただき、内容を審査しました。

今回の委員会においても契約検査課の方々からの詳細な説明、報告を聞き、太田市の入札制度において透明性と競争性、そして公平性が確保されていることを確認しました。また、市民から信頼される入札制度の維持、そして建設業の健全な発展のため、担当されている方々が日々努力、研鑽されていることを再認識致しました。

○中村副委員長

年度が替わり、市長から直接 委嘱状を頂戴しました。先日発覚した、県内での談合事件も話題に上り、改めて監視委員会の在り方や役割について考えさせられます。今年度も引き続き、公正性と透明性の確保に努めながら、職責を全うしたいと思います。

令和7年度下半期の入札・契約状況についてご説明いただき、審議いたしました。入札の不調状況を伺うと、年末にかけての不調が多く、辞退の理由は金額が合わないだけでなく、人材や工期が確保できないことがわかりました。改善策として、平準化した発注の年間計画や年度を跨ぐことも検討していただきたいと思います。太田市運動公園内の陸上競技場 改修工事においては、日本陸上競技連盟の公認を受けるために厳しい審査を通過する必要があります。工事内容が特殊なので業者の選定にはご苦労があることと思いますが、公正な入札が行われ、素晴らしい競技場が太田市にあることで、市の益々の発展につながるものと期待します。

○湯澤委員

新委員もいらしゃったこともあり、入札契約制度等について説明を受けました。当市は改めて公正公平で競争性が確保されていると再認識しました。その他、令和7年度の入札・契約状況並びに、下半期入札契約の内容審査について、2案件の説明・報告を受け、適正であると思いました。具体的には、「入札方法・予定価格・最低制限価格の公表、市内業者への優先的発注」などの説明がありました。また、入札不調の状況や指名競争入札並びに、くじ引き方法に対する質疑への回答・解説が、しっかりできていると感じました。引き続き、適正な入札競争と工事執行が行われるよう、地域性・透明

性を確保しながら、適切な入札業務を推進していただきたいと思います。

○松本委員

(1)太田市の入札契約制度について

入札制度の基本方針

1. 条件付一般競争入札
2. 業者選定の透明性確保（入札条件）
3. 予定価格・最低制限価格の事前公表

等により、他市町村で起こっている入札事件は起こりづらいと思っております。

(2)令和8年入札制度について

13項目にわたる基本的指針にもとづき、公平公正な入札制度が確保されるシステムが整備されています。特に、社会保険の加入強化、入札方式の一般競争入札の発注区分の廃止し一本化にしたことで、条件が合えば入札に参加しやすくなった。

また、余裕期間制度の本実施により、工事発注・施工時期の平準化、労働者の確保や建設資材の準備期間の確保、技術者の配置の平準化に資するところが大きく、受注業者にとっては工事施工を実施することや入札工事が重なった場合でも適正に工事実施ができるものと思われます。

(3)令和7年度入札・契約状況について

入札制度は、適正に行われているものと思われる。不調件数も、ここ数年の中では少ないと思われますが、昨今の経済事情で資材調達のし辛さ、仕事の煩雑さ、人材不足で不調になりやすいところがあるように感じた。

(4)令和7年度下半期入札契約の内容審査について

適正に行われていると思います。但し、最低制限価格が事前公表されているので、入札価格は、その金額に準拠しているようです。その結果、くじ引き入札の割合が多くなるように思われます。

○長谷川委員

最初に太田市の入札制度を丁寧に説明いただきました。その後、令和7年度の入札契約状況の説明を受け、全体的な契約の状況や金額、また入札不調となった案件の傾向について理解することが出来ました。

続いて太田市運動公園陸上競技場公認更新改修工事と地区舗装補修工事について内容審査を行いました。太田市の入札制度の中で最低制限価格は事前公表されており、今回の案件では入札不調を除きすべて最低制限価格での落札となっており、結果的にくじでの落札となっていました。くじによる選定についても説明をいただき、業者による偏りもなく適正に入札業務が行われていることが理解できました。引き続き、公平性と競争性を確保しながら適切な入札業務を推進していただきたいと思います。